

事務連絡

令和3年3月3日

各

都道府県
指定都市
中核市

 保育主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

飼養衛生管理基準の遵守の徹底について（周知）

保育施策の推進につきましては、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今シーズンの国内における高病原性鳥インフルエンザの発生については、昨年11月5日に香川県で確認されて以降、環境中の本病ウイルス量の増大を背景に広範に発生し、現在、17件51事例が確認されています。

こうした状況を受け、別添のとおり、学校等の教育機関宛に「教育機関における飼養衛生管理基準遵守の徹底について」（令和3年3月1日付け文部科学省幼児教育課他事務連絡）が発出され、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）及び飼養衛生管理基準にのっとり、都道府県家畜衛生部局や民間獣医師等と連携しつつ、適切な対応を依頼されているところです。

保育所等においても、鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥等の家きんを含む飼養衛生管理基準の遵守が必要となる家畜（家きんのほか牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし）を飼養する場合には、都道府県家畜衛生部局や民間獣医師等と連携のうえ家畜伝染病予防法及び飼養衛生管理基準の遵守の徹底が必要となりますので、適切な対応をお願いします。なお、家畜伝染病予防法及び飼養衛生管理基準に関する詳細な情報については、農林水産省ウェブサイトをご参照ください。

管下の保育所等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いします。

○別添 「教育機関における飼養衛生管理基準遵守の徹底について」（令和3年3月1日付け文部科学省幼児教育課他事務連絡）

【参考】

- 飼養衛生管理基準の遵守が必要となる動物家きんの種類（下線は家きん）
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥

- 飼養衛生管理基準の遵守に併せた家きんの所有者の義務
家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき、毎年2月1日時点における飼養羽数及び飼養衛生管理状況を6月15日までに都道府県知事（通常、窓口は家畜保健衛生所）に報告すること。なお、提出する書類の種類は、飼養羽数により異なることから、以下の農林水産省ウェブサイトを参照のこと。

- 農林水産省ウェブサイトの掲載ページ
ホーム> 消費・安全> 家畜の病気を防ぐために（家畜衛生及び家畜の感染症について）> 飼養衛生管理基準について
(URL:http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html)

- 各都道府県家畜衛生部局窓口(家畜保健衛生所所在地一覧)
ホーム> 消費・安全> 家畜の病気を防ぐために（家畜衛生及び家畜の感染症について）> 家畜保健衛生所について
(https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_kaho/)

家畜伝染病予防法や飼養衛生管理基準に関する不明点や具体的な問合せについては、上記の各都道府県家畜衛生部局窓口まで直接お問い合わせください。

○本件について（保育所等）の問合せ先

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4853，4854）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp